

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月二十五日
鳥取県米子市安倍二番地の一

みつわビル管理株式会社
代表取締役 松井 直哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月二十五日
徳島県三好市池田町マチ二四七五番地

株式会社山城もくもく
代表取締役 吉岡 章二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月二十五日
高知県高知市五台山五〇一五番地一

高知県くみあい運輸株式会社
代表取締役 小島 信行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である太斎喜信が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月二十五日
東京都豊島区目白三丁目一四番一八号二F

MEJIRO INC
日本における代表者 太斎 喜信

限定承認公告

本籍仙台市宮城野区小田原弓ノ町一〇一番地八、最後の住所仙台市太白区鉤取本町一丁目一 番一 二 号 被相続人 亡 兎澤 康夫

右被相続人は令和八年三月四日死亡し、その相続人は令和八年六月十二日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十五日
仙台市太白区鉤取本町一丁目一番一二号

相続財産清算人 兎澤 幸子
本籍福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替三三番地六、最後の住所本籍に同じ

限定承認公告

右被相続人は令和七年九月三十日死亡し、その相続人は令和八年六月四日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十五日
福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ七階浜通り法律事務所

相続財産清算人 大和田眞理子
代理人 弁護士 渡辺 淑彦

本籍山口県下関市大字井田四七一番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 池杉 純子

右被相続人は令和四年三月十四日死亡し、その相続人は令和八年六月十五日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十五日
茨城県土浦市西根南二丁目一番一九号A

一〇二 限定承認者 池杉 栄一
本籍奈良県大和郡山市小泉町九四三番地、最後の住所福岡県福岡市西区徳永北一八番五号

限定承認公告

伊都の丘病院 被相続人 亡 下田 勇
右被相続人は令和八年三月十九日死亡し、その相続人は令和八年六月二十三日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十五日
福岡県福岡市中央区六本松四丁目九番三八号六本松ハナマンビル二階

相続財産清算人 松田江里子
代理人 弁護士 尾崎 大

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十二億五千六百万円減少して九億九千四百万円とすることとしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年四月十日

掲載頁 一〇九頁(号外第八十五号)

令和八年六月二十五日

東京都区元赤坂一丁目一番七一一〇六号

PJMF Investments 特定

目的会社 取締役 菊地 耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億円減少し一億五千三百三十一万二千元とすることにしたしました。

効力発生日は令和八年七月二十七日であり、社員総会の決議は令和八年六月二十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月九日

掲載頁 七十八頁(号外第八十四号)

令和八年六月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

タワー・ストリート特定目的会社

取締役 本吉 進

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三百億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十四日

掲載頁 一四四頁(号外第一六一号)

令和八年六月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社
取締役 北川 久芳

正誤

令和七年十二月二十四日(号外第二百八十二号)公布国土交通省令第百二十一号(船舶設備規程等の一部を改正する省令)

(原稿誤り)
七九 改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

別表2の2 別表2の2 別表2の2 別表2の2

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

改正後欄 五 改正前欄 五 改正後欄 五 改正前欄 五

第九条及び第十条 削除